

The background features a light pink gradient with scattered circles of various colors (blue, yellow, green) and patterns (solid, stripes). A large white circle is centered on the page, containing the title text.

保育施設職員 ハンドブック

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
保育施設職員ハンドブック作成委員会

もくじ

児童憲章	2
児童福祉法(第1章総則)	3
子どもの権利条約	4
全国保育士会倫理綱領	5

1 保育者はすてきな仕事	6	4 安全管理	
2 社会人としての心得		事故の発生防止(予防)のための取組	28
社会人としての基本 身だしなみ	9	応急処置	30
あいさつ	11	災害に備えて、防犯対策	32
言葉づかい	13	AED・SIDSの予防・対応	34
電話	14	5 発達障害	36
報告・連絡・相談	18	6 医療的ケア児について	39
個人情報保護	19	7 虐待の発見	42
3 健康・衛生		8 子育て支援	
食育	20	保護者との連携	45
アレルギー	22	地域における子育て支援	47
食中毒	24	9 職員の資質向上	
環境・衛生管理	27	職員研修	48
		自己評価とは	49
		10 保育所児童保育要録とは	51
		11 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	52
		12 四季の行事・慣習	56

資料／主な感染症一覧	60
日本の予防接種スケジュール	72
関係機関一覧	74
保育所保育指針	80
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	102
「花のおさなご」	126
「私たちがいるんです」	127
埼玉県保育協議会／埼玉県保育士会組織構成図	128

※このハンドブックにおいては、
保育施設で働くすべての人
(保育士・保育教諭・栄養士・
調理師・看護師・事務員等)を
「保育者」と称します。

保育者はすてきな仕事

保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。（保育所保育指針第1章総則抜粋）

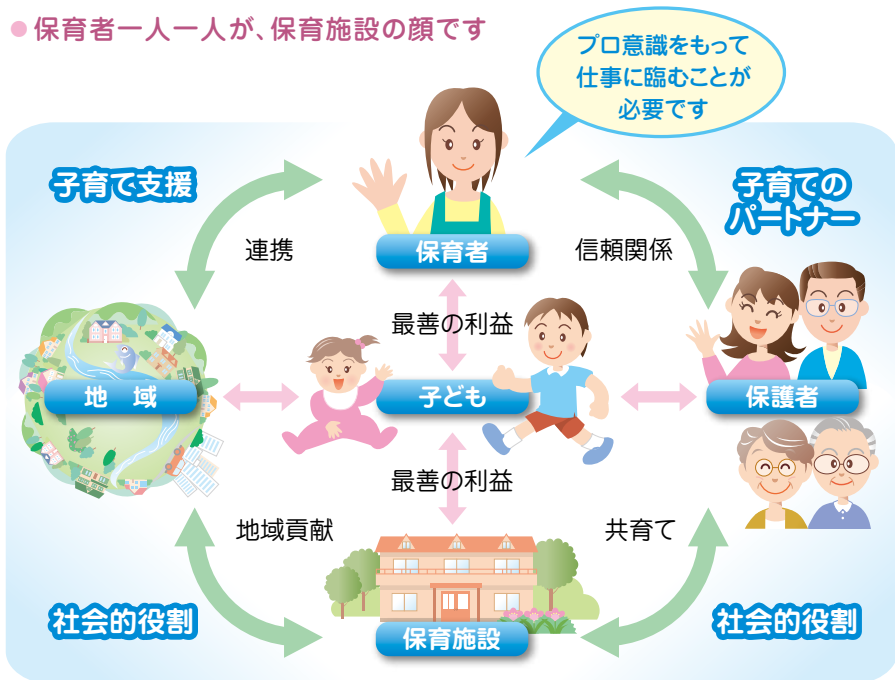
● やっぱり素敵！ 保育の魅力

保育者は、子どもたちと触れ合い、成長に関わることで、様々な感動や喜びを感じられるやりがいのある仕事です。保育者として、あなたの魅力を子どもたちに伝えることで、子どもたちをより魅力ある人へと育てる、夢のある仕事です。保育者は未来を築く大切な仕事です。

● 長く続けるほど価値が生まれる仕事です！

皆さんが人生を積み重ねて得た経験が、そのまま保育の奥行きや引き出しの多様さにつながっていきます。長く続けるほど仕事の楽しさや価値が評価されていきます。このような仕事はなかなかありません。

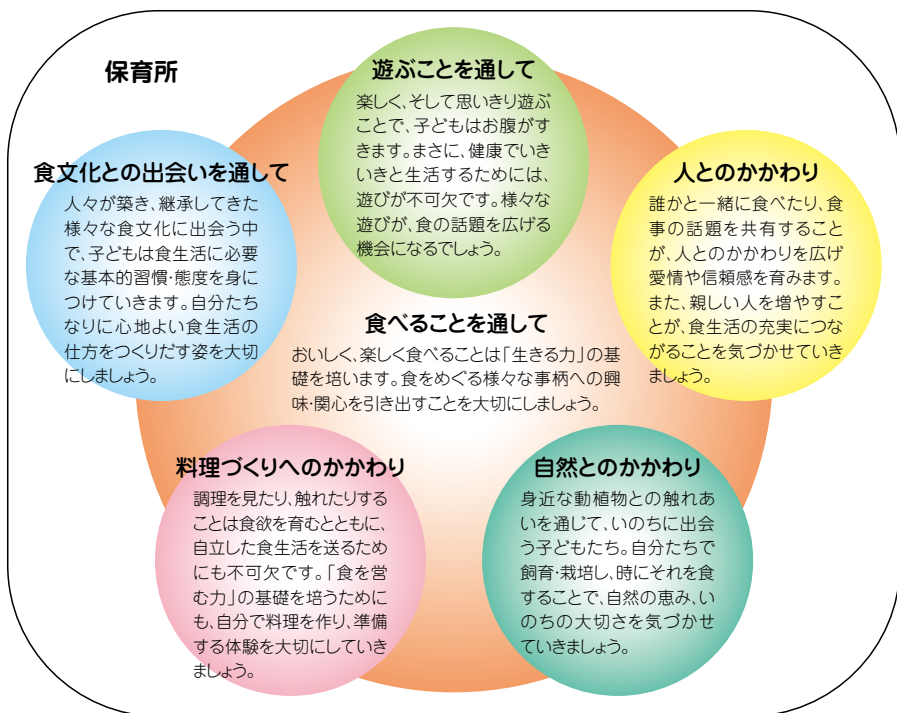
● 保育者一人一人が、保育施設の顔です



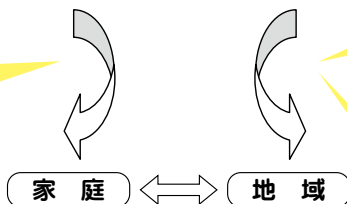
食育（食教育）

保育所からの発信

— 考えよう！ 食を通じた乳幼児の健全育成を
支えよう！ 保育施設、そして家庭、地域とともに —



- 子どもの生活、食事の状況を共有し、家庭での食への関心を高め、協力し合って「食を営む力」の基礎を培いましょう。
- 食に関する相談など、保護者への支援を行いましょ。



食に関わる産業や、地域の人々との会食、行事食・郷土食などとの触れ合いを通して、地域の人々との交流を深めましょう。

保健所や保健センターなどと連携し、離乳食をはじめとする食に関する相談・講習会など、未就園の地域の子育て家庭への支援を行いましょ。

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- イ 事故防止の取り組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

(保育所保育指針第3章3-(2)より)

事故の発生防止（予防）のための取組

保育では、たくさんの感動がある反面、子どもの好奇心と開放感には、思わぬ危険が潜んでいます。目的をもって、日々の保育を行い安全には十分配慮しましょう。

日頃から、心肺蘇生法をはじめとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急時の対応についての実践的な訓練を行うことが大切です。

①睡眠中

乳児の窒息リスクの除去

- うつ伏せ寝をさせない。
- 定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

②プール活動・水遊び

監視体制の空白が生じないように、監視者とプール指導者の役割分担を明確にする。

- 子どもは鼻と口が覆われる深さ（5cm位）でも溺れる危険を理解しておく。
- 監視者は監視に専念し、全域をくまなく監視する。
- 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。

児童虐待とは、本来、子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は子どもに対する著しい人権侵害です。「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは虐待です。

児童虐待 ～4つの種類と及ぼす影響～

① 身体的虐待

- 殴る、蹴る。
- たばこの灰をおしつけるなど。



体に傷や後遺症が残ったり、命そのものが奪われることがあります。

② ネグレクト

- 家や車の中に放置する。
- 食事や風呂などの世話をしない。
- 健康を損ねても治療しない。
- 同居人による子どもへの暴力を見過ごすなど。



発育・成長が遅れることがあります。極端な場合、栄養失調や脱水症で死にいたることもあります。

③ 心理的虐待

- 存在を否定するような暴言。
- 発達段階や能力以上のことを要求し、できないとしかる。
- 子どもの前でDV（夫または妻、パートナーからの暴力）を行うなど。



心に傷を負い、おびえや不安、うつ状態、自己否定感、無感動、強い攻撃性などを示すようになります。

④ 性的虐待

- 性的行為を強いる。
- 性的行為を見せる。
- ポルノなど性的商品の対象にするなど。



子どもに深刻な精神的問題や行動上の問題を生じさせる可能性が高いと考えられます。場合によっては、望まない妊娠や、異性や性に対して極端な嫌悪感を抱くようになったり、安易に性行為を通して対人関係をとりとうとするなど、心と体に大きな傷を残します。